火花
No.35
'68.10.23
共産主義者同盟
関西地方委員会

10・21斗争の総括と安保斗争の展望

10・21斗争は六〇年安保斗争以来、最大の昂揚となった。全国で二九万人、全学連二万三千人の斗いという多数の参加というだけでなく、首都における防衛庁、国会、新宿斗争、大阪における御堂筋斗争、板付、呉の斗いなど、その戦斗的な斗いが、一般大衆をまき込んで、全国各地で斗われたことに特徴がある。特に首都における斗いの昂揚は、国家权力をして新宿斗争に対して騒乱罪を適用させ、防衛庁、国会斗争に対しても、新宿斗争との関連で騒乱罪適用を検討させるに至った。本年四月以来、府流としての昂揚はありながらも、全人民的政治斗争の不発が続いてきた日本の階級斗争は、ここに新たな局面を迎えている。大衆的昂揚の質的、量的飛躍は、权力の側の新たな反動を生み出しており、階級対立の非和解性の全面的な露呈の開始は、小市民的党派の動揺を深めている。六九年一〜六月の安保斗争の第一の決戦として、我々が設定している階級斗争の更なる飛躍の時期を目前に控えて開始された新たな大衆的流動をいかに方向づけ、組織し、安保自動延長へ向う日帝との斗いの路線を定めていくのかが、あらゆる革命的諸党派に問われるような局面に入ったのである。我々は10・21斗争にあらわれた大衆的昂揚の性格をより詳しく分析し、またそれに対する国家权力の対応を見定める中で、我々の安保斗争路線と革命戦略を作り上げ、諸党派との党派斗争にうちかつことによって、大衆を獲得していかねばならない。

この二週間ほどのベトナム北爆停止をめぐる米帝、サイゴン政权のかけひきと、北ベトナム、解放戦線内部でのソ連派の策動、あるいは四月以降、仏五月革命の敗北、西独非常事態法の成立、チェコ事件など、あいついで起った国際的反帝斗争の敗北、又は反動の勝利は、これまで各国反帝斗争の先頭にたってきた夫々の指導部に対し、自国帝国主義打仆、プロレタリア独裁、世界同時革命の方向での、自らの路線の確立を迫るものであり、各国階級斗争は指導部の再編期にありながら、府流としての大衆的昂揚を秘めている。すなわち、仏、西独、米、中南米、アジア、その他全世界での階級斗争は、この一〜二年、指導部の力量や革命路線の限界を越えた大衆的昂揚を続けており、帝国主義列強の暴力の前に一担低迷しながら、新たな革命的指導部を求めている段階である。そして、10・21斗争は、このような国際的小反動局面にあって、なおも起った大衆的昂揚であるという点で、日本の階級斗争の強さ、なかんずく我々を始めとする革命的諸派の強さ、日帝の持つ弱点を示している。昨年の10・8斗争は革命的左翼の一時的孤立をもたらし、革命的左翼の斗いは、むしろ国際的なプロレタリアートの支持と斗いの世界的な盛り上りに支えられて、更に10・21〜11・12へとおし進められたのだった。本年の10・21斗争は、八月国際反戦会議を主催した日本の労働者、学生が世界プロレタリアートの新たな戦線形成の先頭に立ったことを意味するのである。我々は当面、来春佐藤訪米阻止斗争を日米プロレタリアートの共同斗争として斗うことを目標にしながら、我々の世界革命路線の下に世界の革命的諸党派の意志統一をかちとっていかなくてはならない。安保一〜六月決戦をかちとっていかなくてはならない。安保一〜六月決戦を我々が勝利的に斗うことによって、一〜八月、NATO自動延長阻止斗争を斗うヨーロッパプロレタリアートへの最大の呼びかけが可能となるであろう。

さて、国際的小反動局面にあってかちとられた10・21斗争の昂揚は、だからこそ「ベトナム反戦」としてあったのではない。すなわち、ジョンソン、ハンフリーとソ連の結託したベトナム北爆停止の策謀にもかかわらず、米大統令選に於るニクソンの絶対的優位は動いていないのであり、ベトナムを始めとして全アジアに於る米帝の戦争排発の陰謀は進められているし、朝鮮38度線その他での緊張激化として起っている。そして日帝はこの米帝による国際的政治危機の形成に助けられ、又、「和平攻勢」を利用しながら、安保再編と自衛隊の軍事力強化のピッチを上げている。そして又、この日帝の路線は、ニクソンによる「アジアに於る地域」→

集団防衛構想と米帝の核世界戦略との結合」という路線と、当面一致したものとして存在するのである。現局面においては一般的なベトナム反戦、米帝の侵略反対斗争はありえず、4月ジョンソン声明以降、日本においても全人民的政治斗争の停滞をもたらした。だが、6・21－6・28－7・27アスパック斗争と、各地で斗われた基地斗争の意義は、大衆的昂揚を、この米帝の世界戦略及びそれと緊密な関係を持って進行する日帝の軍事力強化、そしてそれらの策動を形式として正当化するところの日米安保条約に対する斗いとして鍛え上げ、たかめていったのである。全学連という実力斗争部隊の強固さがこの過程を支えていたのであった。

こうして、10・8→10・21斗争によって日本全人民的政治斗争は「ベトナム反戦」から「反安保」へと明確に質的飛躍をとげることができた。10・21斗争の総括の第二点はこれである。東京防衛庁斗争4500人の斗いと500人の構内突入という昂揚と新宿米タン斗争3500人の市民35000人をまきこんだ斗いがこのことを最も良く物語っている。すなわち日帝の軍事力強化に対する斗いであり、かつ朝鮮侵略戦争の陰謀に対する米タン斗争であった。（その他、板付、呉も同様）。10・21斗争は反安保斗争の第一波となり安保－－6月決戦へ向けて、来春首相訪米阻止斗争の展望を切り開いたのである。

総括の第三点は、権力斗争としての発展である。商業新聞によれば「反体制的」「反戦平和でない」という非難あるいは小市民的党派の動揺として、それは表現されているし、何よりもブルジョアジーの姿勢の硬直化（騒乱罪適用、防衛庁は自衛隊に警備させる、騒乱予備罪の検討、文部省通達、日経連の活動家の就職阻止の動き）として表現されている。すなわち、防衛庁斗争、新宿米タン斗争、板付、呉基地斗争は、帝国主義の軍事体制に対する斗いであり、帝国主義軍隊の戦略的、政治的解体を目指す斗争である。これらの斗争が勝利的に斗われ、防衛庁構内集会や基地内集会が大衆的に　れるに至るならば、帝国主義軍隊の機能を麻痺させることができるような斗いである。そして実際にそのような質と量をもって、これらの斗いが始められており、機動隊による強圧を打ち破って斗われていることが、ブルジョアジーを恐怖させ、反動を生み出しているのである。すなわち、まさに一般的反戦カンパニアではなく、攻撃目標を持った斗いであり、将来的には全人民の武装を導くような、そのような斗いが開始されているのである。

全人民的政治斗争が権力機構に対する斗いとして大衆的に斗われるということは、先進資本主義国では革命的激動期をのぞいて見られないことであり、この問題は、戦後の日本帝国主義の高度成長を支えた特殊的な要因に支えられている。すなわち、戦後の日本帝国主義は、米帝によって軍事力を解体され、1951年講和条約成立後も、自衛隊は（警察予備隊→保安隊→自衛隊）日米安保条約の下に米極東戦略の中に組みこまれて存在し、在日米軍軍事援助顧問団のヘゲモニーによって軍事力強化を遂げてきたのであった。いわば、日帝は、政治的・軍事的には米帝に寄生し、そのことによって経済における目ざましい高度成長を行ってきたのである。この日帝の特殊な資本蓄積過程は、60年安保斗争当時から「自立」「従属」論争として議論されていたことであったし、現在でも我が同盟と社共、革共同中核派などとの間の党派斗争のカナメとなっている。ここで日本帝国主義論を展開することはしないが、現在では日帝は、極東、東南アジア市場に対して資本輸出によって、次第にアジアにおける独占的な位置を占めはじめており、「太平洋、アジア経済圏」として構想されている勢力圏拡大の野望を現実化させ、もう一段飛躍した高度成長を実現するためには軍事力が不可決であるような段階に入っていることを確認しておけばよい。次期FXの決定から、小笠原への自衛隊派遣、更に沖縄返還の動きとあいまって、在日米軍事援助顧問団の実質上の解散がすでに決定している。

以上からして、日本の全人民的政治斗争が、戦後一貫して反戦斗争として斗われてきたとき、かつ55年以降、反安保斗争として斗われてきたことは、日帝の特殊な高度成長の仕方に規定されている。帝国主義的なつ日本民族の発現コースとして日本のブルジョワジーは、そのつど安保再編として表現してきたからである。現在自衛隊は、東南アジア最強の陸軍としての戦力を保持しながらも、特に陸軍しいまだ国家的結合の実体としての承認を得ることに成功していない。それは日帝が自らの路線を世界政策として表現してこず、軍事力強化を裏付ける価値観を持ち得ないできたことである。そしてまた、戦後唯一世界性を持って、その政治を展開してきた米帝の支配に対して昂揚してきた後進国人民の民族解放斗争は、中国を中心としながら、世界的な反米帝斗争を形成しており、この地域に対しての遅れた日帝の進出は、不均等発展による日・米帝の対立要因に規定されて、一方で日帝のハト派的対応としての米帝に対するケン制を生み出しつつ、一方で対アジア人民、対中国で

[illegible]問題として
とらえかえすこと。

の利害の一致から、当面日米同盟堅持の路線をとらざるをえない。そしてこの両者を実現するものとしての日帝の軍事力強化、侵略・反革命の強化による安保再編は、結果として強固なナショナリズムを形成することができず、むしろ後進諸国人民の民族解放斗争が、人民のになうべき価値観を体現しているものとしてプロレタリアートによって受けとめられる事態が存在するのである。このことは先進資本主義国における反帝斗争がすべて第三世界の斗いに対する共感を基礎にしていることと共通しているであろう。

さて、こうして日帝の戦後における高度成長の特殊な型が、帝国主義的社会再編にからむ独占と人民との非和解性の露呈とあいまって、反安保斗争の昂揚を生み出しているのだけれども、このような全人民的政治斗争の権力斗争としての発展に対しては、日本帝国主義はそのブルジョア独裁を維持するために、実力を尽して弾圧するのは当然である。10・21斗争にあらわれたごとく、政治斗争が機動隊と治安警察の規制を打ち破って斗われるまでに発展した段階では、自衛隊の治安出動と破防法適用による予防的規制以外に斗争を抑える手段はない。実際ブルジョアジーはそのような衝動を強めており、当面騒乱予備罪の制定によってこの目的を達成しようとしているのだ。だが現在の段階で一挙に自衛隊の治安出動、破防法適用という全面的な反動体制の形成に踏みきれないところに、日帝の政治支配の特徴が存在し、全人民的政治斗争は実力斗争としてこの政治支配を衝くことによって前進することが可能なのである。この点が総括の第四点である。別稿「騒乱罪との斗い」に詳しいので簡単に述べるならば以下のようになる。第一に、日帝の「イザナギ景気」と言われる高度成長過程にあって、IMFJC・同盟など民間大単産に対して高賃金、時短を通しての丸がかえ支配を行っている路線が一方に存在することは、逆にこの日和見主義の支配下にある労働者をも含んだ労働者階級全体に対して弾圧するのでなく、政治斗争をたたかう部分とそうでない部分との分断支配に弾圧の重点が置かれていることである。凶器準備集合罪の適用、とりわけ、騒乱罪の適用は単に実力斗争部隊のみでなく、斗争に参加した全大衆を逮捕、捜査の対象とすることにより、職場段階にまで分断支配を強めようとする意図である。だが、治安警察にとっての困難は、騒乱罪が戦後直後の在日朝鮮人を中心とした自然発生的な暴動に対する弾圧法規であり、自然発生的な暴動なら騒乱罪の適用によって規制しきることができるが、昨年10・8以降の全学連という実力斗争部隊によってケン引された斗いは、極めて組織された目的意識的な斗いであり、騒乱罪の適用によって規制しきることはできない。また斗いが起ってからの対応では足りない。このことは予防的規制の採用へと権力が志向することを意味し、民主主義的理念の真向からの破壊を意味する。だがこの専制の登場は、現在の段階ではIMFJC、同盟下部の労働者から公明党下の大衆も含めて、広範な民主主義斗争を生み出すであろう。この全面的な反動は、米帝による朝鮮戦争[illegible]発など、国際的政治危機の形成をまたずには当面不可能であり、実力斗争部隊と大衆との分断にブルジョアジーは全力を上げつつ、将来の破防法体制構築にそなえて準備をはかっているのである。

全人民的政治斗争が権力斗争として発展していることが、騒乱罪適用の理由であった。このことは反安保斗争へと結集する大衆が騒乱罪適用に対して、自らの斗いに対する弾圧として受けとめるであろうことを示している。すなわち、我々が騒乱罪適用の陰謀を暴露して、反安保斗争を実力斗争として組織し、大衆の斗争への参加を呼びかけていくならば、更に大きな斗いの発展が可能であり、大衆は安保再編と騒乱罪適用の関係を理解することによって、ますます日帝権力との非和解的対決に至るであろう。我々は将来における全面的な反動を狙うブルジョアジーの陰謀を警戒し、特に来春国会上程の企まれている騒乱予備罪の制定阻止の斗いを組みながらも、安保再編の攻撃と治安攻勢の狙いを全面的に暴露し、実力斗争を強めていかなくてはならない。 14日、日経連専務理事は次のように発言している。「70年問題については楽観論と悲観論があり、楽観論の根拠は①チェコ事件によって国防意識が高まったこと②総評、社会党の分裂傾向である。悲観論の根拠は①学生運動の暴力化②反戦青年委員会の暴力化③労学提携の傾向④日共の無気味な[illegible]である」。また学生や反戦青年委員会の斗いは「発達した工業社会の生みだす人間疎外に対する全否定であり、このような否定の哲学に対して、労使は源資を生み出すという点では運命共同

体であるという肯定の超学を建設しなくてはならない」とし、「軍事に金を使わないためには安保が必要だということを国民に説得すべきである」としている。同じく二四日、検察庁は「新宿事件と同様の学生の組織暴力が全国に起る可能性がある」として、対策を検討している。

前田専務理事は、元来あまり優秀でないスポークスマンであるが、ヌルジョアジーの危機感を消極的に表現しているといえよう。すなわち安保に寄生しての高度成長と日和見主義の育成という従来の路線を全面的に否定し、対抗するような政治勢力の抬頭に対する危機感であるが、彼は切り札となる解決策を持っていず、従来の路線を踏襲しようとしているのだ。その点検察庁は、治安維持というその階級的任務からして、冷静に、全学連の実力斗争の果している意味を見きわめ、全学連に対する弾圧を強めようとしている。しかし検察庁は行政官僚としての判断の限界にとどまっているのである。彼らは、一方で「汚職、脱税など公務員のトク職を摘発する」ことを決めて、彼らなりに事態に対処しようとしているが、金融寡頭制支配のもたらす、帝国主義国家权力の腐敗、腐朽に対して、技術的に対応しようとしているのにすぎない。

こうしてヌルジョアジー、及びヌルジョア政治委員会は、既定方針通り、自衛隊の軍事力強化による安保再編へと、現在の治安体制をなし崩し的に変更しながら（騒乱予備罪の国会上程など）突き進まざるをえない。それはより広汎な、より強大な大衆斗争を呼び起すだろう。安保一〜六日決戦は、かってない大きな昂揚となるだろう。

総括の第五点は、大衆的昂揚の性格についてである。この点についてはすでにいくつかふれてきたけれども、なぜこのような大衆的昂揚が起ってきたのか、それはどの程度の底の深いものであるのかについて、とくにとりあげて判断する必要がある。結論的に言うならば、この大衆的昂揚はかってなく底の深いものであり、真剣なものである。御堂筋斗争に3万、新宿斗争に3万5千、防衛庁斗争に1万という大衆の街頭への結集は、いまだ全面的な行動への参加というかたちをとってはいないけれども、エンプラ斗争、王子斗争への大衆の結集から更に発展したものである。市民の逮捕者の内訳からわかる通り、中高年のサラリーマン、青年労働者、高校生、予備校生からルンペンプロレタリアをも含めて、斗争参加者は広範囲にわたっている。そして斗争の中核をになったのは、官公労労働者、中小企業労働者、学生であった。官公労労働者に対する低賃金の国家統制（官沢構想）と、民間並みの合理化攻勢、中小企業労働者に対する低賃金と劣悪な労働条件、学生に対する中級技術者予備軍化とマスプロ教育、思想統制の動きとインフレーションによる収奪などは、現在なおも、最も政治的自由を保持しているところの、官公労労働者、中小企業労働者、学生の不満の蓄積を、個別斗争、政治斗争の激化として爆発させ、彼らを現在の階級斗争の中心部隊として登場させているだろう。全学連と反戦青年委員会は、組織された部隊としてのその表現である。全学連と反戦青年委員会の政治斗争のまわりに結集しつゝある大衆の昂揚の基礎は、農業問題、医療問題、教育問題、公害問題、土地問題、交通問題、住宅問題、その他をめぐる独占の利害の貫徹と国家統制の動き、そして物価上昇であり、総じて金融寡頭制支配の強化に対する人民の側の離反の萌芽である。民間労働者の中で、中高年層に対する合理化攻セ、職務給攻撃については既に明らかであり、この層の不満はワッ積している。注目しなくてはならないのは若年労働者も又不満を持ってきていることである。それは本年春斗でのIMFJCの声明にもあらわれている如く、資本の有機的構成の高度化による労働密度の強化と職人給導入、IE、ZD運動、作業長制度などによる労働密度強化は、高賃上げ、時短を上まわる搾取率の強化として結果しており、更に物価上昇による収奪が、労働者の肉体をむしばんでいること及び日和見主義指導部によって政治斗争を圧殺されていることに対する圧倒的な不満の蓄積である。

以上のような大衆の不満の蓄積は、安保再編に向う日帝の軍事力強化と米帝によるアジア全域での戦争挑発によって、この帝国主義の指し示す「民族としての発展コース」に対する危機感、反抗として、政治斗争へと向っている。安保再編は、日本人民の全体をアジア侵略戦争への参加へと方向付けようとする日帝の攻撃であるからして、それは全人民をまき込むところの広さと深さを持った政治的攻撃である。六〇年安保が

そうであった以上に、より具体化されたものとして日帝の路線が存在するのである。10・8以降の全学連と反戦青年委員会の斗いはそのことを全面的にバクロした。だからこそ、全学連と反戦青年委員会の斗いに対する大衆の支持は激しいものであり、真剣なものである。政治斗争を圧殺するところの、治安警察に対する認識と憎しみは拡大しているし、又ブルジョア報道機関の偽瞞性に対する認識も広がっている。大衆が具体的に見聞し、行動した経験にもとづく真実の認識が全人民のものとなりつつあるのだ。一方での「昭和元禄」「イザナギ景気」と言われる日帝の高度成長と独占蓄積の中で、又既成指導部の動揺、屈服の中でだからこそ逆に、うわついたものでない、沈潜した、底の深い昂揚がおこりつつある。ブルジョアジーはその鋭い階級的本能でもって、大衆の動向をかぎつけている。それゆえの騒乱罪の適用であり、又「ヤジ馬」「暴徒」と口をそろえてのマス・コミのキャンペーンがかけられている。大衆は反撥しながらも自からの行動と心情を十分に論理化しえないで迷っている。それはより高次の斗いへの飛躍を秘めた迷いである。我々は大衆的昂揚に酔いしれるのではなく、更に深い階級斗争の段階が迫っていることを認識し、ブルジョアジーと日和見主義者による必死の攻撃と恫喝に対して、大衆と共に反撃していかなくてはならない。ブルジョアジーの安保再編の陰謀と騒乱罪適用とのつながりを全面的に暴露し、安保にかけたブルジョアジーの攻撃の内実を明らかにし、安保斗争路線を確定していかなくてはならない。

総括の第六点は統一戦線の問題である。騒乱罪適用に対する既成政党の対応は次のようなものである。社会党は「騒乱罪適用に反対であるが、学生の行動は良くない」とし、総評は「適用には反対、だが学生の行動は全く不当、今后共斗しない」と声明した。共産党は「トロツキストと民主勢力の非和解性がますますはっきりした」民社党は「適用はやむをえない」公明党は「学生の行動はかえって反動をひき出した」としており、「目に余るが、警察を適用せずに規制する方法があるはず」としている。すなわち、民社を除いて、社"共"公明は騒乱罪適用には反対しているが、それは消極的なものであり、自からの反動を及ぼすのを恐れ、かつ生み出された反動に対して動揺しているのである。実際に10・21斗争は全国で二九万人の斗争となりながらも、社共総評の積極的な提起によったものではなく、下部労働者の昂揚によって、やむをえず提起されたものであった。動員は形式的なものであり、職場における政治討論も幹部からはネグレクトされていた。特に共産党は日教組、出版労協、全印総連その他でストライキを行ったが(社会党総評のヘゲモニーも含めて十七単産)、多くは秋斗とからめて提起されたものであり、かつ資本と妥協をつけた実効のないストライキであり、街頭実力斗争に対する拒否の上に提起されたものであった。

以上のような既成政党の対応でみる限り、ブルジョアジーの騒乱罪適用の狙いは図にあたっており、分断支配が成功しているといえる。日共の新宿斗争に対する「自衛措置」の検討など、特に共産党の圧力を受けながら、総評は全学連、反戦青年委員会に対する弾圧を強めてくるであろう。だがすでに見てきたように、そもそも10・21斗争の昂揚は、総評下部労働者の昂揚を含めて、社共総評指導部のヘゲモニーとは離れた地点で進行しており、それは全学連と反戦青年委員会の実力斗争に対する共感に支えられていたのであった。10・8斗争以来の革命的左翼の活動による反戦青年委員会の成長が、特に地区反戦青年委員会として結実していったことは、労働組合活動家を下部において新たな型の統一戦線に結集しつつあるのであり、この統一戦線の発展は、権力と社共、民同の弾圧をはねのけるだけの力を持ちうるような強さを持っているのである。すなわち、革命的左翼の地区における政治指導と結びついた政治的結集であり、地区労働運動である。労働組合の左翼的再編をこの観点から勝ちとり、労働者と諸階級、諸階層との政治的統一戦線を域におい ↓

10・21斗争救援カンパに全力を上げてとりくもう！

趣意書は戦旗社にあります。

ご形成していく路線であり、このことは革命的左翼の地区における活動を粉砕しない限り、弾圧しきることはできないのだ。全学連の実力斗争部隊としての立ち直りは、さらにこの反帝統一戦線の拡大の展望を与えている。地区反戦の活動においても同様であるが、特に学生運動において、革命的左翼と言われる諸党派のうち、どれか一党派がきわだって抜きん出ているというわけではないが、全体としての革命的左翼の力量は増大しており、大衆を全学連のもとに獲得している。10・21斗争における学生二万三千人の斗いは安保以降最大のものであった。日帝の治安政策のエスカレートの中で、全学連の実力斗争部隊としての意義はますます大きなものになっており、実力斗争が政治情勢を切り開かない限り、あらゆる個別斗争、民主主義斗争も、反戦青年委員会の運動も、労働組合運動も、全体的な政治展望を持たずに停滞してしまうという構造が生まれている。10・21斗争における全学連の戦斗的な斗いが治安警察による弾圧を機能麻痺させて斗われ、しかも圧倒的な量をもって斗われたことは、ブルジョアジーをして「学生の組織暴力」と言わしめ、全人民的政治斗争の展望を切り開いたのである。

以上のような反帝統一戦線の強化は、公明党の左傾化と、共産党の反トロ、キャンペーンの強化となって表われている。公明党は原潜一次冷却水の放出に対して、社会党と共同歩調をとっているし、騒乱罪適用に対しても、民主党とは違った対応を見せている。公明党下部の都市下層小ブル、民間下層労働者、中小企業労働者の不満の蓄積が、この党のなし崩し的左傾化の基礎であり、全学連・反戦青年委員会の実力斗争と治安警察の暴力との対抗関係の中で、この党は左にズレながら、動揺しているのである。共産党の反トロ・キャンペーンの強化は学生運動における反トロ暴力しも基礎としては公明党とほぼ同様でありつつ、その体制的改良論と革命的左翼との歴史的関係からして、逆に右にズレながらイデオロギーとゲバルトを強化して共産党下の大衆を収約しようとしているのである。

民同による反安保実行委の提起に表現される、従来の組合主義的政治斗争の展開は、先に述べたように、共産党・社会主義協会による左派の締め出しとあいまっているが、現在の反戦青年委員会の斗いは、上からの規制だけでは押えることのできないものになっている。大阪総評の「全学連との共斗はその都度判断して決めること」という声明や、構改派民同による産別反戦の提起はこのような事情から出されている。これについては別稿の労対報告に展開されているので詳しく述べないが、我々は反戦青年委員会運動の到達点と直面している問題を、職場反戦ー産別反戦の提起のうちに見出さねばならない。すなわち、職場反戦を職場における政治斗争部隊として作りあげ、地区反戦運動を職場において公然化させることであり、そのために、現在地区反戦に結集している活動家を政治斗争の組織者として鍛え上げていくことである。こうして職場における政治活動の公然化と自由とをかちとっていくことによって、労働者の中における組織された実力斗争部隊としての青年同盟の建設も実現するであろう。実力斗争の発展は以上のような問題を反戦青年委員会運動に突きつけているのである。

全学連と地区反戦青年委員会の反帝統一戦線を指導している革命的左翼のあいだでの競合関係が全体としての反帝統一戦線の拡大をもたらしていることも、10・21斗争の特徴であった。各派の安保斗争路線はすでに戦術次元の違いにまで煮つめて争われており、東京における、防衛庁、国会、新宿、米大使館といった斗争目標の分散は期せずして、治安警察を分断し、又斗争目標が一致した場合のせりあいは、新宿斗争の打撃力を強めた。このことは治安警察をして「共同謀議である」と言わしめたが、実は各派が、安保一〜六月決戦を控え、よりリアルに斗争路線を定めることを迫られていることの表現である。10・8救援委員会に結集している知識人のような調停の努力は存在するが、この党派斗争は一月訪米阻止斗争へ向けてのせりあいの中でさらに続けられるであろうし、逆に全体としての大衆的展望を勝ちとるであろう。今のところ、革命的左翼のあいだでの政党間統一戦線は困難なことであり、せいぜい大衆斗争次元での共同行動が可能である。我々はむしろますます激しくなる党派斗争の中で勝利することによって、政党間統一戦線をも我々のヘゲモニーの下に形成していかなくてはならない。特に訪米阻止斗争以降、三月自衛隊演習阻止斗争を勝利的に斗う党派が、六月のヘゲモニーを獲得するであろう。

総括の第七点は、斗争戦術の問題である。ブルジョアジーに対するプロレタリアートの階級斗争は持久戦である。（「烽火」NO.11田原論文）この点で、10・21斗争は街頭持久戦の新しい型を創出した。それは、6・15〜6・21〜6・28のASPAC斗

争、この間の学園斗争の中で明らかになっていたことであるが、大衆を巻き込んで斗われる実力斗争である。学園斗争におけるバリケードから街頭バリケードの建設へと進めることによって、神田区の学生全体を巻き込んで斗うことを可能にし、治安警察を麻痺させる斗いへの展望を切り開いたのが6・21斗争であったとすれば、新宿斗争は米タン阻止斗争をターミナルの大衆を巻き込んで斗うものであり、大衆に守られながら、実力斗争部隊が斗うことによって、治安警察と対抗したのである。御堂筋中央車道突破占拠斗争も斗争戦術としては新宿斗争と同様の性格をもっている。市民的政治斗争はカンパニア斗争であるからデモの形態も一地点から一地点へと行進するものである。だが、10・21斗争によって集中的に表現された斗いは、攻撃目標をもったものであり、しかも村动隊との正面決戦ではなく、大学という政治的自由の確保されている場所、あるいは群衆という現在の治安法規では規制できない存在を、実力斗争の側につけて斗うことにより、持久戦を有利に斗う戦術である。このことは政治的には反帝斗争が民主主义斗争と結合しながら行われていることを示しているのである。我々はこの斗争戦術を実力斗争部隊がいまだ村动隊との正面戦に恒常的に勝利するだけの力を持っていない点から、消極的に評価することも出来るが、昨年の10・8斗争から本年4月初頭に至る正面戦を斗って来た全学連が、その実力斗争の戦列に一般大衆を獲得していく段階での、戦術の発展として積極的に評価し、来春首相訪米阻止斗争において最后的には再度の正面戦を挑む段階に至るまでの、駆使すべき斗争戦術としなければならない。この街頭村动戦の新たな展開に対して、完全に弱点を突かれた治安警察は一方で大学への強制捜査をほのめかし、かつ騒乱罪の適用から騒乱予備罪の制定にむかうことによって、体制をたてなおそうとしているのである。反安保斗争は学園斗争と結合し、かつ治安警察の暴力を弾劾する民主主义斗争さらに労働者の政治活動の自由を守るべき反合斗争と結合することによって、獲得した地歩を守らなくてはならない。

以上七点が10・21斗争の総括の中心問題である。この総括の上に立って、我々は来春訪米阻止斗争へと進まなくてはならない。早急に安保一～六月決戦論を具体化し、安保の内実を刻明に暴露する作業にとりかかる必要がある。安保斗争論をめぐって争われ始めている党派斗争に、我々は勝利し、何よりも、次村FXのファントム4Eの制定から、「沖縄返還」へと急速に動いている日帝に対して勝利してゆかねばならない。七〇年に安保条約の期限がきれるから終了通告をして、七一年に安保破棄という、日共に代表される日和見主义と期待主义の潮流の思惑を裏切って、来春首相訪米から六月へと、日帝の安保自動延長の内実の具体化は進むであろう。その全体的な構想は、日帝米帝の協議の結果、打ち出されてくるのであって、一～六月の首相訪米をめぐって日帝の路線が具体化してゆき、最終的に日米共同声明として、日米プロレタリアートに承認を迫ってくるのである。反安保斗争は、一～六月の首相訪米を阻止すべき、全人民的政治斗争の展開とならざるをえないし、革共同中核派などのいうごとく、基地、軍需輸送、沖縄その他の個別斗争の急進的展開としてのみあるのではない。むしろ全人民的政治斗争の展開が切り開く政治展望によって、はじめて個別斗争の発展が勝ちとられるようなものとしてあるのだ。来年一～六月安保斗争の第一の決戦は、我が同盟のヘゲモニーによって初めて勝利的に斗われるだろうし、最終段階での内閣危機を政府危機から政治危機へ追いつめていくようなものとして勝ちとられるであろう。10・21斗争の大衆的昂揚の成果をしっかりとつかみとり、ますます強まる权力と資本と日和見主義者との一体となった攻撃に対して、組織を維持し、来春首相訪米阻止斗争へと着実に前進してゆこうではないか。すでに東京では10・30騒乱罪粉砕斗争、11・7安保粉砕第二波首相官邸包囲斗争が、革命的諸党派の統一戦線のもとに斗われようとしている。京都では10・26百衛隊パレード阻止斗争が果敢に斗われた。さらに11・7斗争へと至関西の斗いを組織し、学生は中央結集でもって斗おう。騒乱罪適用粉砕！一〇〇の騒乱罪には、一〇一の斗争を！11・7安保粉砕第二波で騒乱罪ハネのけ、全国の全戦闘力を首相官デモへ！

騒乱罪に対する斗い

政府、治安当局は、10.21新宿斗争に対し、騒乱罪を適用した。我々はこの騒乱罪適用の階級的意図を暴ぬき、この一段とエスカレートした治安体制の下での斗争方針を明確にしていかねばならない。とり急ぎ、騒乱罪に対する見解を、次の如く整理してみたい。

(I) 序論　帝国主義と治安体制
(II) 騒乱罪とは何か
(III) 騒乱罪適用の背景
(IV) 騒乱罪適用のねらい
(V) 安保斗争と治安体制
(VI) 騒乱罪適用下での斗い

(I) 序論　帝国主義と治安体制

帝国主義の政治的特質は、専制と暴力である。帝国主義段階の経済法則は、金融寡頭制（金融資本の支配）を強め、労働者・人民をあらゆる面から収奪してゆく。帝国主義国家は、独占資本の国際的競争を軍事力によって具体化しようとし、戦争によって解決しようとする。

この古典的帝国主義国家における治安体制の特質は治安維持法に見られるごとき、予防的弾圧体制にある。その内実は強大な暴力装置の発動に裏付けられた思想統制であり、この治安体制の下に、帝国主義国家は、排外主義を労働者・人民に強制することができるのである。

すでに、悔い6号で明らかにしたごとく、破防法の発動こそは、この予防的弾圧体制への移行を意味するものであった。この破防法適用が準備されている今日われわれはこの予防的弾圧体制についての理解を十分に深め、大衆宣伝を強めていかねばならない。

予防的弾圧体制とは、治安当局が大衆行動を事前に禁止、制圧しうる体制である。この体制の確立が、帝国主義の専制支配の重要なメルクマールである。今日、政府は、この予防的弾圧体制への道を進まない限り、その帝国主義政策を推進しえない地点に来ている。

騒乱罪適用は、日米安保条約に象徴される侵略帝国主義の内実が、着々と進んでいることを示している。

(II) 騒乱罪とは何か。

刑法、第八章　騒擾の罪

第一〇六条　多衆集合して暴行又は脅迫を為したる者は騒擾の罪と為し左の区別にもとずいて処断す。

(1) 首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁固に処す。
(2) 他人を指揮し、又は他人に率先して勢を助けたる者は6月以上7年以下の懲役、又は禁錮に処す。
(3) 附和随行したる者は50円（二五〇〇円）以下の罰金に処す。

この騒乱罪の特徴は、才三項の規定により、斗争に参加した全員を逮捕することが可能である事である。そして指揮者に対する罰が長期にわたることである。

とくに、10.21新宿斗争においては、デモ隊以外の大衆に対する追跡逮捕が進められようとしている。

(III) 騒乱罪適用の背景

序論でふれたように、騒乱罪適用は、全面的反動体制への過渡的段階として位置づけることが出来る。

それは、安保斗争が日程にのぼった段階において、現行の治安体制をりようがする実力斗争部隊が形成されつつあることを意味する。しかも、騒乱罪の主要なねらいが斗争部隊と大衆とに切断することにあることは、この実力斗争部隊と大衆との結合が開始されはじめたことを意味しており、安保斗争に向けての大衆的昂揚がはじまりつつあることを示すものに他ならない。現段階においては、予防的弾圧体制への移行を意味するところの破防法の適用は、政府・治安当局にとって見送らざるをえない。何故なら、現時点においては、破防法の適用は、民主々義斗争の昂揚を招かざるを得ないからである。

(IV) 騒乱罪適用のねらい。

このように騒乱罪のねらいは、実力斗争部隊と一般大衆を切断するところにおかれている。この一般大衆との切断は、単に参加者に逮捕というドウカツを加えることにとどまらず、事後逮捕という名目のもとに徹底した捜査が行なわれることである。そして、この捜査の過程で、現場大衆との切断を計ろうとしていることである。

必要準備集合罪の場合は、必要準備の計画に携わるの重要がおかれるが、騒乱罪適用の場合は、逮捕に重点がおかれるのである。このような徹底した場合は、予防的弾圧体制の実質的進行であることを見ぬいておかねばならない。

(V) 安保斗争と治安体制

騒乱罪適用の諸過程は以上見てきた通りであるが、更に、安保斗争との関連でとらえかえす必要がある。すなわち、今回の騒乱罪適用によって、安保斗争のもつ意味がさらに明確になったからである。

日米安保条約のもとに、日本経済は高度成長をとげてきた。今回の問題は、日米安保条約の実質、すなわち、軍事面でのアメリカの後退と日本の進出がせまられており、日本政府にとっては、軍事・政治の面での飛躍が要請されているのである。にもかかわらず、現段階において、米軍基地・自衛隊そのものが労働者・人民の斗争目標になっている。すなわち、政治斗争の具体的目標が権力機関に定められ、権力機関に対する攻撃的斗争として斗われるのである。

したがって、政府・自民党は、政治斗争に対し、異常な警戒心と暴力でもって弾圧してくるのである。何故ならば、権力機関に対する斗争としての実力斗争の弾圧に失敗するならば、それはただちに治安機能のマヒに(一時的であるにせよ)つながるからである。

(VI) 騒乱罪適用の下での斗い

このように、今回の騒乱罪の適用は、70年安保斗争が権力機関に対する実力斗争として開始されていることに対する弾圧である。

だが今日の実力斗争は、極めて組織されている為に騒乱罪適用によって弾圧しきることはできない。

逆に騒乱罪適用は、さらに、権力機関に対する斗争を浮び上らせ、より大規模なものにしてゆくであろう。われわれは、騒乱罪適用下の斗争の中で、来たるべき破防法適用にたえうる組織を形成していかねばならない。

《追記》 騒乱罪予備罪について。

『刑法全面改正を審議している法制審議会刑事法特別部会は騒乱予備罪の新設を決定した。70年安保をひかえて騒乱罪の内容強化と予備罪の新設とを刑法全面改正と切り離して、単独で国会に提案しようとする動きがある。』(朝日新聞10月17日朝刊)

騒乱予備罪は、騒乱罪をおかす目的で二人以上が通報して多数を集合させた場合、または凶器を準備した者を三年以下の懲役あるいは禁固とする規定である。

角材をもって集合した段階で、警察は指導者を逮捕することができるようになる。法自身はそこまでしかいっていないが、警察が実際に運用する場合には、ビラまき、集会、アジテーションの段階で予備罪が成立するとみなして、事務所などを捜査し、指導者を逮捕してくるであろう。これは第二次大戦中の予防拘禁法の復活であり、政治的予防主義として「犯罪」を理由としない拘束・検挙・処罰であり、の法体系としての思想統制である。

さらに騒乱罪適用は破防法適用の前提になる。破防法第四条 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは左に掲げる行為をいうのなかで、二項イ 刑法第一〇六条(騒擾)に規定する行為とあり、破防法適用の枠がせばめられているので、騒乱罪の枠をひろげることによって破防法が簡単に適用できるようにしようというのが政府の意図である。審議会の刑法特別部会で決定したということは、政府独自の権限で刑法改悪案全体からきりはなして、騒乱罪のところだけを国会に提案することはできるわけで、七〇年闘争を目前にして、政府は来春くらいに騒乱予備罪の国会上程をはかろうとしている。我々は訪米阻止斗争の昂揚を勝ちとることによって政府の安保自動延長の陰謀をアバくとともに、騒乱予備罪粉砕、国会上程阻止斗争を斗わなければならない。